

ASKレポート

No.0024

2015年2月23日(月)

担当：MS事業部 北野

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

障害者雇用

はじめに

先日、公益財団法人愛知労働協会主催の「障害者雇用管理セミナー」を聴きに行きました。企業の社会的責任として障害者雇用をめぐる現状と今後の流れについて聴き、中小企業も他人事ではいられないと感じました。

障害者雇用の現状と対応

日本における障害者数は約 787 万 9 千人おり、これは国民の約 6%に当たります。そのうち、約 20 万 8 千人の障害者が働く機会を求めています。

現状の障害者種別による新規求職申込件数、就職件数はともに身体障害者の件数が多かったのが、平成 24 年度からは、精神障害者が身体障害者を抜き、その差は広がっています。

障害者雇用率制度により、すべての事業主は法定雇用率以上の割合で障害者を雇う義務があります。この法定雇用率は、下記の式により求められます。現在は、2%（民間企業）なので、従業員 50 人以上の会社では障害者を雇うしなければなりません。

先ほどの流れを受け、この計算式分子の「身体障害者、知的障害者」の部分に「精神障害者」が平成 30 年 4 月 1 日より追加されます。これにより、法定雇用率は確実に上がります。

また、障害者雇用納付金制度が、平成 27 年 4 月から、常用雇用労働者が 101 人以上 200 人以下の事業主まで拡大されます。

障害者雇用について

障害者雇用義務は、50 人以下の企業にも拡大されてきます。中小企業でも着実に義務化されていきます。また、障害者雇用納付金制度も対象になる事業主の規模が、小規模化していきます。

障害者を雇うには、作業施設・整備の改善や職場環境の整備など、経済的な負担がかかる場合もあります。そのため、障害者作業施設設置等助成金、障害者介助等助成金等の様々な助成金が用意されています。

最後に

障害者を雇いたいけれど、どのように雇うすればいいのかわからない等の悩みもお聞きします。愛知県では、年に 2 回障害者就職面接会が、愛知労働局主催であります（都道府県によっては年 1 回）。

他にも、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等の相談できる公的機関がいくつかあります。そのような機関や助成金等を上手く利用して障害者雇用を進めていってほしいと思います。

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者}}$$